

**(仮称) 三重松阪蓮ウィンドファーム発電所
事業説明会議事録 (森地区)**

リニューアブル・ジャパン株式会社

令和3年11月6日

開催日	令和3年11月6日
開催場所	飯高保健センター
来場者数	46名
事業者	リニューアブル・ジャパン株式会社 渡邊、中西、今井、久野、山本
協力会社	EPC 予定会社 2名 環境調査会社 1名 測量設計会社 1名 他協力会社 1名
配布資料	(仮称)三重松阪蓮ウィンドファーム発電所 説明会資料

発言者	発言内容
	(事業者説明終了後、質疑応答より)
住民 A	はい、ちょっと皆さんに質問させていただきますがその前に、1 時間という説明じゃなかったですか？もう 10 分経過してますけど。皆さん方マイホームお持ちですよね、皆さんマイホームとかマンションとかあると思うけど、その近くにね、そんな 180m の高いね、風力発電の計画がきたら皆さんやったらどうします？反対するでしょ？私ども住民もね、この自然豊かな所ですね、静かに暮らしてとってね、こんなええと B エリア、こんな民家から 1.5？そんな所にね、こんなばかでかいものが建てられたらね、どう思いますか？もっとね、奈良県側のね、もっと民家のない所あるでしょ？奈良県の知事さんにも了解得てね、もっと向こうもってたらいいんじゃないですか？私はそう思います。以上です。
RJ 今井	はい、ご意見ありがとうございます。
住民 B	環境調査会社さんに伺います。この質問に対して答えてもらえるんですね？「私はわかりません。帰って相談します。」、それはないですね？詰めた話しましょう。子どもの使いやないんやから。どうですか？
環境調査会社	すいません、質問の内容によります。
住民 B	はい、環境配慮書について、完全に読みこなしてますね？今、そこにいる人全員、理解してますね？配慮書を。
環境調査会社	ご質問をすいません、お願いします。
住民 B	いや、子どもの使いやないんやから、はっきり言うて、俺らはただで来とるわけや。あんたら金もうて来てる。はっきり答えて。
環境調査会社	はい、作った会社として。はい、把握しております。
住民 B	わしは全然把握してない。ちらっと見た。ちらっと見ただけで読むのやめた。なぜか？林道の地図、青田から波瀬につく林道、あれ何年前に開通してますか？
環境調査会社	すいません、何年前に開通したとかそこらへんは・・・。
住民 B	配慮書には、地図には載ってないんです。大昔の所なんですよ。30 年、40 年前の地図は、そこまでしか載ってないんです。国交省のホームページには全部載ってます。現在も道はあります。その道が書いてないということは、その道は配慮せんということですね？
環境調査会社	申し訳ございません、配慮しないというわけではございません。基本的に手に入る、抜けは当然あるかもしれませんが、手に入る資料、文献等を用いてできる限り整理させていただいております。
住民 B	はい、それで、その道はできた時に、「この道はなぜできたんですか？」と聞いたんですよ、僕は、ある人に。すると、「これは将来、風力発電所ができるから作ったんや」という話なんですよ。皆それに騙されるんですよ。把握してますか？そういうこと。
環境調査会社	それは、すいません、私は把握しておりません。
住民 B	じゃあその道路については誰が責任とるんですか？そもそもそういうことから、適当に大昔の、何て言うかな、飯高庁舎からあんな所から引っ張り出してきてわけのわからんことを並べて作ってるだけなんですよ。
環境調査会社	申し訳ございません。至らないところはあったことにつきましては・・・。
住民 B	至らないところじゃなくって。
環境調査会社	ただ、こちらとして述べたいのは、今回お示ししている配慮書というのにつきましては、できるだけ当然正確な情報を示すべきものなんですけども、実際事業規模とかをお示しして、今日言われているようなご意見を伺いまして、今後具体的に検討していくにあたりまして、いただいた意見をもとに今後検討していくといったようなものでございます。

住民 B	そんな昔の地図持ってきてさ、机の上で、皆でああだこうだ言ってやったような配慮書なんて誰が信用する？皆そうでしょ？
住民 B	あるもんをないとして書いてんのやから、ないものをあるとして書いてるんとちゃう。国交省のホームページ見たら全部載ってます、作業道から林道から。そやのに林道を整備してやるっていうんです。あるもの地図に載ってないのにどうやって配慮するんですか？
環境調査会社	すいません、配慮書に漏れてたかもしれませんが、ある場合はそれを有効活用させていただくと。それで、事業計画が固まりましたら、ちゃんと現地を見てどこにどういう道路があるとか・・・。
住民 B	現地を見てないということですね、全然。
環境調査会社	細かくは見ておりませんが、一応、既存資料をもとに作成させていただいているところでございます。
住民 B	そんな想像でやったらあかんて。私、昔、環境調査会社の仕事やったんや、土木の方で。土木のほう、皆そんなアホおらんかったぞ。ある程度のこと考えてやってた、皆。そやから俺、後ろのほう全然読まなかった、地図だけ見てこれはもうあかんって思って。それで環境調査会社に1回電話した、土木のほうに、環境わからんから。電話せえ言うたら返事もなかった。途中から電話も受けもせんかった。その程度の会社や。その程度の会社がさ、環境配慮書作って大きな顔してどういうこっちゃ。
環境調査会社	すいません、ありがとうございます。
住民 B	帰って、土木へ聞いてみ、俺の名前言うたるから、後で教えるから。
住民 A	B エリアについてはどういう検討ですか？私がさっき質問した B エリア、民家から 1.5km？そんな所へ建てるんですか？検討してください。
RJ 今井	今おっしゃっているのは計画段階環境配慮書にお示しをしました、風車設置想定範囲から 1.5km のことかと思えますけども、こちらは範囲自体を大きくとっておりまして、実際調査などをする段階、具体的な配置が決まってくる段階になりましたら、範囲がもう少し広がってまいりますので、1.5km ということが確定しているものではないということをおまづはご理解・・・。
住民 A	いやいや、そんな所に作らんでもいいでしょ、もっと奥もっていけば。皆住民が反対しとるとこにわざわざ作らんでいいでしょ。もっと奥にもってきなさいよ。60 基なんていわんともっと減らしなさいよ、どうですか？あなた方はね、金儲けだけでやっ取るでしょ。私らはね、毎日毎日生活してるんですよ、ここで、わかります？
RJ 今井	はい、ご意見ありがとうございます。
RJ 久野	他、ご質問ある方は挙手お願いします。
住民 C	すいません、最初の説明のほうでありました、この会社のミッションということで、「再生可能エネルギーで地域社会を元気にします」、わざわざ赤で書いてもうてますけど、これ風力発電の設備をつくって、どんな風に地域が元気になったのか、具体的にどんな事例をお持ちなのか教えてください。もう一つ、最初の説明のところ、都市部にはこの風力発電の設備はありませんと言われましたが、何故なんですか、火力発電所、川越も四日市も住民の多い所の近くにありますがよね？尾鷲はもうなくなりましたけども。なぜ人がたくさん住んでる所にこの設備はつくられないのか。逆にはもう一つ、それに関連するんじゃないかと私は推測するんですけども、この事業が環境影響評価の対象になったというのは、何も問題なければ対象にならないはずですよ、どんな問題があったのか、なぜ対象になったのか、それは事業者はどういうふうに理解されているか、その点教えていただきたい。
RJ 渡邊	すいません、ご質問ありがとうございます。まず最初に、ミッションのことですね、私も操業して 10 年経ちますけども、風力自体は今こちらでの計画も含めまして石川県等でもやらせていただいておりますの

	<p>で、風力発電で実際にやってそこで地域をどうやって元気にするんですか、具体的な事例ということになりまして、まだこれから皆様とお話ししてどういうかたちであるべきかということ、ご意見賜りいっしょに考えさせていただきたいなと思っています。で、逆に10年やってるなかで、太陽光を中心にやってきたんですけども、その中で申し上げると、当然発電所をつくってですね、我々発電所の近くに先ほども運営管理をするということでやっていますので当然私も発電所の近くにですね、地域拠点、発電所を管理する拠点を構えまして、そこで雇用を生む、当然地元の方をできる限り採用できるようなことを考えています。また、地域のなかでですね、色んな社会活動というか、例えば近くに学校がありますので、学校の小学生とか中学生とかを呼んで、再生可能エネルギーについて授業をやるとか、それかこれはずっとやってることなんですけども、近くに小学校とかそういう所があるので我々も寄付したりとかですね、そういうかたちで社会、地域とのつながり、そういうものをやらさせていただいております。</p>
RJ 中西	<p>はい、これから私どもが何をできるかということを一っしょにこう考えさせていただきたいというのがまず一番です。ただ私どもが今までやって来た事、いま渡邊のほうからも申し上げさせていただきましたが、発電所ができる地域には、当然私どもがお邪魔させていただくわけですので、住民の皆様と一っしょになって協議して一っしょになって発電所をつくっていく、逆にそのなかから皆様に対して何ができるか、それを一っしょに検討させていただきたいというのが一点でございます。あと先ほど、もう一つの質問ですが、都会になんでないのやと、これは本当おっしゃられるとおりで、火力発電所等々は四日市にもありますし、尾鷲もまだ非常時には稼働すると聞いております。ただ、風力発電の場合どうしても風況というものが必要でございます、6m以上という平均、秒ですね、6m以上吹いて風力発電がうまく稼働するという所でございます。だいたい、私、伊勢の真ん中に住んでるんですけども、伊勢の場合の真ん中だとわずか3mとか2.何mとか平均なりまして風力発電の意味がなさないという現状でございます。まして都会に行けば行くほどビルがなんだ、海側のあの、平地に近いので風は吹かないというような状態でございます。</p>
環境調査会社	<p>すいません、この規模、法にかかる規模なので影響があるのでは無いかというご質問だったかと思えます。環境影響評価法でございますが、法が改正されたんですけども、改正前は風力発電機については1万kW以上が第一種として、必ず環境影響評価を実施しなければならないというものでございました。最近改正されまして、それが5万に規模が上がっております。先ほど13ページのところでご説明申し上げましたが、法対象にするということは規模が大きく、環境に影響を及ぼすおそれのある事業ということでございます。そういうことで実際、環境影響評価の手続きをしまして、そういった影響について回避、低減を図っていくといったようなものでございます。</p>
RJ 久野	<p>他にご質問はございませんでしょうか？</p>
住民 D	<p>50 ページで漁業組合との協議は完了していないということやったんですけども、まず水問題が出てくるのが間違いないんですけども、漁業組合は森・波瀬だけと違うんですけども、ずっと下まで漁業組合があるんですよ。そんでそんな人らがこの地区より多いんですわ、下のほうが、半数以上の組合員がおるのやから。それで工事の詳細が確定していないため協議を行っておりませんって、これ工事が決定してから説明するってということ？</p>
RJ 今井	<p>はい、回答申し上げます。現時点で事業計画をしている段階、配慮書というのは事業計画を行うためこのような計画検討をしているという段階で説明をしております。そのなかで実際に工事をする、どうい</p>

	計画をするというところで工事のボリュームなども決まっていな かでご相談を申し上げられないものと私ども理解をしておりました。 つきましては、まだ相談が終わっていないということでございます。
住民D	すいません、早急に漁業組合にも説明してもらいたいです。
RJ今井	はい、かしこまりました。ご意見ありがとうございます。
住民D	はい、頼みます、はい。
住民B	今も漁業組合のことについて、なぜ漁業組合と協議してないとい うんですか？「絶対に水を汚さない、環境に影響を与えない」、そう いうこと言うてるのやったら漁業組合にも何も言うことないですよ。協 議するっていうことは自分らが汚い水を流すかもわからんって事をい うてるわけでしょ？違いますか？はい、答えて。
RJ今井	はい、漁業組合様と協議ということにつきましては、山間部などで開 発をする場合には、近隣の漁業組合様へのご相談なり協議なりという ものをさせていただくものであると認識をしております。それが水を 汚すからという、必ずしも水を汚すからというものではないという理 解をしておりましたが。
住民B	はい、ということは、「水は汚さない」と責任をもって答えられるん ですね？
住民B	それで、今までの俺のやり方やったら、この場で念書の1枚でも書いて もらってそれに対する保証を今出てる人が全員自分の名前、判子を 押してもらってから手形を出して貰うと。もしなんかがあったときは、 その人に補償してもらおう。で、もし足りんようやったら、家族なり、 嫁はんなり、子どもにも補償してもらおうと、漁業組合に関係する水を 汚したら。そういう事を言ってもいいわけですね？
住民B	絶対、漁業組合に対して迷惑かけへんってことやね、俺、鮎釣りとア マゴ釣り大好きなんや。
住民E	一言言わせていただく。今環境の水のこと言われました。うちも鮎の 関係をしております。絶対に、今のようにこの状態できれいな川を保 存できるのでしょうか。それは今の方が念書、皆さんの責任をもって ということと言われました。うちは、私は、この川が好きでお嫁に來 たんです。この環境が好きで、この地域にお嫁に來たんです。それを 壊すような降って湧いたような風力発電、ましてや山の所、こういう 想像もつかないような、そういうようなことを誰が夢に見たでしょう か。先ほど言われました男の方、名前はわかりませんが、この地域で 私たちは実際に生活していかなければならないんです。あなた方みた いにこの地域で生活していられない方にとっては、ちょっと別のちょ っとこういうの考えないっていうのが少し頭の隅にあるんじゃないで すか。これから先、生活していく者の立場を、もっと理解していただ きたいと思います。
住民F	こんばんは、失礼します。この森地区ではございませんけども、近く の七日市から参りました。降って湧いたような風力発電のお話を聞いた ときはインスタで知りました。本当にびっくりしました。それから パソコンを開きまして、配慮書を読まさせていただきました。そのな かには、どの項目にも「可能な限り」という文言がいくつもいくつも 出てきました。「努力します」、先ほども「努めます」ってお言葉、 そのお言葉はもしかしたら「可能な限り頑張りました、努力しました、 ここまで努力しました、でもこれ以上は無理でした、我慢してくださ い」という私たちへの問いかけだと思います。もし、住民が何割以 上反対すればこの風力発電は中止になりますか？そのための努力は私 たち一人ひとりが頑張って住民の方に努力していきます。これが本当 の努力です。すいません。
RJ久野	他にご意見のある方は？
住民G	答えてないです。

RJ 今井	はい、ご意見ありがとうございます。地域の何割の方が反対をされたらということだったかと思いますが、私ども事業者といたしましては地域の皆様とお話し合いの機会を重ねさせていただきながらご理解を得られるように努力をしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。
住民 F	どうしてもするっていう前提のもとでやってるわけですか？ (住民複数名で相談)
住民 H	この場がそういう場じゃないんですか？話し合いをしに来たんですよ。
住民 I	理解を求めているんじゃないんですか？
住民 B	帰らんと、帰って相談してみやんとわからんっていうのやったら、ここでやっている意味ないわけですよ。
RJ 渡邊	すいません、質問にお答えさせていただきます。昨日同じ時間帯で、別の森地区の方にさせていただいて、今日、昨日見えた方もいらっしゃいますけども、そこでもご回答させていただいたのですが、我々今、事業をやる立場として3つの選択肢があると思っています。
住民 B	その前に鼻、マスクつけよ。鼻もマスクかけよ。
RJ 渡邊	すいません。
住民 B	何してんじゃお前。
RJ 渡邊	それで、我々としては今日こういうかたちで説明会の機会をつくらさせていただきましたので、事業をやらさせていただきたいなと思っております、やるために皆様のご理解を得たいと思ってこういう会を開催させていただきました。昨日も建設ありき、事業ありきでということでご質問、厳しいご意見をいただいております。繰り返しになりますがやらさせていただきたいと思ってこういうことをやっています。それが1つ目です。2つ目は当然今回、昨日も出てましたけども県の知事のほうから、あるいは市などのほうからも厳しい今回のこの配慮書に対する意見が出ていて、計画の見直し、取り止め等もみたいな文言がありました。なので、先ほど住民の方、もっと奥で、民家から離れた所で、そういうご意見もあったかと思っておりますので、当然我々、今回配慮書というかたちで事業想定区域をA B C Dと出させていただいてますけども、今回皆様から色々な意見を頂戴しているなかで、やはり事業をする場所、例えば先ほど60本うんぬんという話もありましたけども、そういうことも、つまり見直しを検討する、こういう可能性も選択肢としてはあるかなと思っております。そして、最後の選択肢としては、昨日も言われましたけども今回の事業っていうのは残念ながら、私どもとしては残念ながらという言葉を使わせていただきますけども、皆様のほうからするともしかしたら、計画を止めるという選択肢はあると思っています。ですので、もう一回繰り返しになりますが、1つは、我々は住民の皆さんにご理解をいただいて事業を進めさせていただく、2つ目は事業を進めさせていただきますけども、当然やる範囲、やる規模、そういうものは環境のプロセスで、自然の生態系とかも含めてですね、影響も含めて、法律に則って調査し、それをもとに事業の規模だったり、やる場所を決めます。3つ目は事業そのものがやはり我々としてはできないというふうな、この3つの選択肢があるということは我々としては認識しております。
住民 J	その事業ができないとはどういうときに言うの？
RJ 渡邊	それは環境のプロセスのなかで、法律的にプロセスがありますので、そのなかで我々が守るべきもの、クリアすべき基準ができなかったということ、それから当然ですけども住民の皆様にご理解を得られなかった、そういうことが一つの可能性としてはあるかなと思っております。
住民 H	ちょっと待ってください。これは言いたい。

住民K	住民の同意っていうのはどれくらいいるんですか？
住民H	ああ、何割っていう。
住民L	どれくらいの住民が反対したらその事業は中止になるんですか？
RJ 中西	はい、法律的っていう見地からいけば、当然これ自治会の皆様のご了解をいただく、いただきなさいという指導がございます。私ども地域の4自治会の皆様にこれらの全てのところというかたちでご理解いただくように努力をしてかないかんとします。数字的な見地から申し上げますと、法律的にはまずないというのが現状でございますが、ご理解をいただいて、しっかり進めていくということを当然我々、選択せなあかんとします。先ほど渡邊から申し上げさせてもらいましたように、当然ご意見で規模、それから位置等はどんどん皆様にご理解できる方向をもってかないかんと理解しております。ただ、それでもご理解いただけなかった場合、やむを得ず私どもとしても廃案というかたちを、これは当然ゼロではないというふうに思っております。そういうご説明でさせていただきます。
住民L	今経済産業大臣もさ、事業の見直し、中止かということも新聞で出ました。三重県知事も同じような意見で中止か事業の見直しという事を謳っていました。それでもなおかつ、自分らはここで事業を執行するんですか？
RJ 中西	先ほどから申し上げておりますように、その意見を重く受け止めて考えさせていただいておる次第ということですよ。
住民B	いや、それを言えんのやったら出てくんな。
RJ 中西	はい、ありがとうございます。
住民B	そやろ、帰って相談するっていうんなら、そんなの役職ないやないか。社長連れてこい。
RJ 中西	相談っていうのは今後、皆様とご相談させていただきながら、私ども計画を考えていくっていう意味合いでございます。
住民B	国会じゃないのやぞ、ここ。国会答弁やってるんとちゃうんやぞ。
住民H	すいません、ごめんなさい、私ほんまは、担当自治会は明日なんですけども、この話の流れでどうしてもこれだけは聞いとかなないとけないと思ったので。先ほど3つの選択肢としてですね、このまま進める、規模・範囲を見直す、もしくはそもそもできないという3つの選択肢を検討しますとおっしゃっているのですが、環境影響配慮書のなかでですね、事業実施想定区域の複数案の設定についてという事で、この部分ですね、ゼロ・オプションの設定という項目がありますよね。ごめんなさい、ゼロ・オプションっていうのは、要は事業をやらないですということですよ。ここにそのまま書いてあるとお読みですけど「ゼロ・オプションについては、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省）に、民間事業においてはゼロ・オプションを想定することは現実的でない旨が記載されており、ゼロ・オプションは検討の対象としない。」と御社は環境影響配慮書で申しております。今おっしゃってることとまったく矛盾するんですけどもいかがでしょうか？
RJ 今井	はい、環境配慮書のほうでですね、ゼロ・オプションの設定に関しましては、今読み上げていただいた文言を記載しております。で、こちらの環境影響評価の配慮書をお示しをしまして、先ほどから話題が上がってはおりますけども、知事意見、また経済産業大臣の意見のなかで、経済産業大臣の意見のなかでございまして、事業計画の見直しという総論のなかでですね、「風力発電設備の配置等の再検討、対象実施区域の見直し及び基数の削減を含むあらゆる環境保全措置を講じてもお本事業の実施による重大な影響を十分低減できない場合は本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しなどを行うこと」という記載がございました。私ども先ほど3つの選択肢を申し上げました。ゼロ・オプションを想定していなかったことと相反しているの

	ではないかというご指摘かと思えますけども、この計画段階配慮書をお示した時点で当然民間の事業者でございましたので、ゼロ・オプションというものは想定には入れず事業をさせていただきたいという（複数名の住民からの声で遮られる）
RJ 今井	すいません、まだ説明させていただいてよろしいですか。そのなかで今回環境影響評価のなかで頂戴しました意見を受けまして、まさにその事業計画を方法書にて詳細な計画をお示しするための事業計画の見直しというものに、今後着手をしていくという段階でございます。環境アセスメントでございますけども、こちらそもそも
住民 H	ごめんなさい。矛盾してるのかしてないのかを聞いてるんです。
RJ 今井	え
住民 H	私は、あなたたちがここに書いてることと、さっきおっしゃったことが矛盾してませんかって聞いてるんです。イエスかノー。
RJ 今井	ゼロ・オプションを配慮書をお示した時点で
住民 H	最初からゼロ・オプションを想定しないって書いてるのに、ついさっき事業の取り止めも考慮に入れてますっておっしゃったことが矛盾してませんかって聞いてるんです。それは矛盾しているか矛盾してないのか先に言うてください。わからない。
RJ 今井	あのプロセスの一環のなかで、選択肢が出てきたということでございます。
住民 H	違う、してるのか、してないのかを答えてって言うてるの。いや、ごめんなさい、もっかい聞こう。
住民 M	イエスかノーです。
住民 B	イエスかノー。
住民 H	でしょ、矛盾してるのかしてないのかどっちですかって聞いてるんです。
住民 B	お前、そこにおらんともうここにおったらいいやないか、ここに立って言えや。
住民 H	結論言うてくださいよ
住民 B	ここへ、ここに立って言えや。
住民 N	あなたたちの計画であなたたちの検討なんですよ
RJ 中西	はい、もうおっしゃることはよくわかっております。矛盾しとるかしてないかというこの配慮書を出させていただいたときには、当然これは私ども・・・。
住民 H	いやいや、ちょっと・・・。
住民 B	イエスかノーかって聞いてるんや。
RJ 中西	ちょっとまって、ちゃんと返事します。
住民 B	バカ。
RJ 中西	ちょっと待ってください。当然これは私どもが出してからもらった意見です。そのもらった意見を現時点で、先ほど申し上げました3つの考え方っていうのを申し上げました。ですので、配慮書を出した時点では当然こういう厳しい意見をもらうということは実は想定、あのある程度緩和していただけるのかなって思っていました。厳しい意見をいただきました。その厳しい意見をいただいた現時点としては先ほど申し上げましたようにゼロということも考えられるということをお示しさせていただきます。
住民 H	変わったということですね。
RJ 中西	そうです。
住民 H	出した時点では想定していなかったけど、今は想定していると。
RJ 中西	してます。そうです。
住民 H	ということは、出した時の想定が甘いと、甘いどころじゃないですよ
住民 H	ね。
住民 H	ごめんなさいね、ゼロ・オプションを想定しないっていうのは、あな

	私たちの声は聞きませんっていうふう聞こえるんです。
RJ 中西	いや、そういう意味では・・・。
住民 H	聞こえます。だって、もうやめますって絶対言わないってことですよ、ですよ、わかってます？ゼロ・オプションを考慮しないっていう意味。
RJ 中西	はい、意見ありがとうございます。
住民 B	その前に
住民 H	何なんやー
住民 B	その前に環境配慮書作って、そんなでたらめなもん作った環境調査会社・・・それをいま否定しているわけや。環境調査会社を作ったことを否定するわけですか。環境配慮書というのはまともなもんじゃないわけですよ。
住民 O	配慮書からやり直したらどうです？配慮書からやり直したら。
住民 H	配慮書もういいでしょう。
住民 O	百歩譲って言うてるんやんか。
住民 B	俺はこの計画に対して、賛成でも反対でもない。このへんがどうなろうと、あとは野となれ山となれ。あと 10 年か 15 年生きてええとこや。そやけどな、このへんで遊ぶつもりでおるから。遊ぶところは徹底して遊ぶ。それは言わしてもらうから。環境配慮書自体がまちごうたこと書いてきてまちごうた地図使って 30 年も 40 年も前の本をもってきて、そっから机の上で作っただけ。俺あの本を読みたいがために手に入れようとしたがなかった。松阪の図書館にいつてやっと読んだ、2 年くらい前から読めるのやけど。その程度のもんから引っ張り出してきて、こうです、ああです、ここに鳥がいます、何がいます言うても誰が信用するんや。林道に盛土 <small>もいつち</small> しませんと言いながら、風車をつくるための林道をつくって盛土した所に亀裂が入って林道の真ん中に赤目の谷に落ちそうやった。途中で止まってきた。俺ん所、赤目の下やから、赤目抜けても別に関係なからな、俺は黙ってたよ。何人かにはあそこ危ないなどは言うた。そういうことも全然調べてないやろ。誰が配慮書つくったん？
住民 P	誰か現地入っとるんですか？
住民 B	入ったことないよ。入ったことある？環境調査会社、答えんかい。
環境調査会社	先ほども述べましたが、現地の細かい所まではすいません、見ておりません。今後ある程度計画を固めるなかで実際に細かく現地を見ていくというようなところもごさいますので、先ほどの質問に対してはそういう回答になってしまいます。
住民 P	誰も入ってないということですね。
環境調査会社	誰も入ってないというわけではないと思います。環境調査会社はすいません、そういうことをごさいます。
住民 B	なんもやってない
住民 P	リニューアルさんは入ってるんですか？現地に
住民 B	1 回も入ったことないの？通ったことある人？どこからどこへ？
住民 P	どこ通りました？
RJ 中西	はい、私自身が蓮ダムのほうから 166 からずっと上がってきて上の発電所の所のところから蓮の林道を通ってきました。それと蓮ダムの周辺はしょっちゅう何回も行っての次第でございます。
住民 P	道路ですね。
住民 O	そんなん通ったちゃう
住民 B	波瀬から青田に抜けたことある
RJ 中西	もう一度お願いします
住民 B	波瀬の加波から青田に向かって林道抜けましたか？抜けたことありますか。
RJ 久野	はい、抜けたことあります。
住民 B	どこを通ったんですか？

RJ 久野	はい、大崩線から青田林道まで行きました。
住民 B	はい、地図に何もありませんよ、配慮書に。地図にないところ、道ないところで行ったのか、歩いたのか、どっち？
RJ 久野	車で通りました。
住民 B	道あったん？
RJ 久野	道はありました。
住民 B	じゃあなんでそんな配慮書出てないん？
住民 P	それ作るとのに関わってないんですよね？
住民 B	読んだこと無いんやろ、そうしたら。その程度の人間がそこに立って話しとるんやないか。ちゃんとずっと把握してからやれや。あとであれ知りません読んでませんでした、絶対そうなるんやからさ。読んだ？配慮書全部読んだ？地図見た？俺読んでない全然。地図見てああこれはあかんと思った。後ろ見たら環境調査会社や。環境調査会社電話したけど返事ないわ。その程度や。誰が作ったのそれで。どういう肩書の人間が作ったん？配慮書を。
環境調査会社	私どもの環境影響評価、すいません、環境部で作成しております。
住民 B	どういう資格を持った人が作ったん？
環境調査会社	私も当然携わっております。すいません、いただいておりますご意見につきましては真摯に受け止めてまして・・・ありがとうございます。今後方法書のほうで反映させていただきます。
住民 B	いや、真摯に受け止めるんじゃないんや。作ってるんやろ？金もろうて。
住民 P	方法書に反映させたら進んできますやんか。
環境調査会社	進んだ場合にはですね。
住民 P	場合には
住民 B	誰が作ったんや、何を見て作ったんや、言うてみい。お前金もろうて来てるんやろ、給料もうて。
住民 B	遊びに来てるんちゃうんやで。時間やから、時間千円かもわからん。お前ら 2.5 倍ほどあるやろ、俺の千円の残業手当。その人間が何をわけわからんや、聞いてないやら、真摯に受け止めるやらなんや、国会ちゃうぞ、ここ。
住民 E	終いには、記憶にございませんが出るんちゃいますか？
住民 B	答えんかい。環境調査会社、誰が作ったんや。どんな資格の人間が作ったんや。
環境調査会社	配慮書はすいません、私の仲間、チームで作っております。
住民 B	じゃあこの配慮書に対して全部責任を負うんやな？
環境調査会社	そういうことになります。
住民 B	絶対やな？皆聞いとって。絶対
環境調査会社	配慮書は我々が作っておりますので、作成した責任というのは当然環境調査会社にもございます。
住民 B	地図に載ってないのに道路はあったっていうのは、それも責任取るんやな？道ない道を車で通ってきた人もおるのやけど、そのことに対しても責任取るんやな？環境調査会社。配慮書な
環境調査会社	すいません、こちらが調べた範囲で作ったんですけども、当然そういうところもあるかもしれません。
住民 B	いや、あるかもしれんけどさ、それはここにおる人にとっては大事なことなんよ。
環境調査会社	配慮書におきましては、一応調べた文献等をもとに調べておりまして、その出典等についてはできるだけ記載しております。ですので、勝手に作ってるというわけではございません。
住民 P	出す前に説明してないのが
住民 B	いや、そやからその、地図に載ってないのに道路があるっていうのが、勝手に出してるわけですよ。おたくはそれで済むかもしれんけど、こ

	<p>っちで反対してる人にとっては大事なことや。どうでもいいこと違うのやで。一字一句、句読点の一個でも間違えてたら影響ある人にとっては大きなことやで。違う？皆？</p>
住民 B	<p>配慮書自体が間違ってるのになんでみんなが賛成や反対やって言わなあかんの。環境調査会社どうや、はっきり言うてみい。俺、遊んでるだけやから。</p>
住民 N	<p>いい加減なん作ったってことでしょ？</p>
環境調査会社	<p>決していい加減なものを作ったつもりはございません。当然、国の審査、当然住民の方々に見てもらう、公表するわけですから、そんないい加減な気持ちで作っていたというわけではございません。</p>
住民 N	<p>あなた方誰も現地行ってないんですよ？</p>
環境調査会社	<p>配慮書の段階ですので、基本的には既存資料等をもとに、皆様のご意見をいただいて、それをもとにある程度事業計画を固めるというところで、最初の入り口でございましたので、まずは既存資料等ふまえて作成させていただいたというところでございます。</p>
住民 C	<p>いいですか？そういう態度が、僕らが感じるのは始めに事業ありきで進めるっていうことなんですよ。私らが心配することには何も答えがなく、みんな法律には合っています、手続き上問題はありません、でもその示された資料に全然現地を歩いてない、私ら皆現地に住んでる方なんですよ。当然その心配があるのは当たり前なことでしょう？だから事業ありきじゃないかっていう質問が出るのは当然なんです。曖昧なまんまで、こちらの意思表示が曖昧なまんまで進んで行って、いやあもう事業は決まってるんですわ、あとは認めてもらわな困ります、こんだけのことはこうなりますんでって、んで何か事が起こったらそれは想定外ですわ、法律手続き上問題なかったんですわってそんな上等な答えを私らは求めてないんです。私らはここに住み続けることができるかどうかなんです。</p>
住民 B	<p>そやから、道一つでも間違えてても、間違えてても私ら皆にとっては大きなことです、おたくらには関係ない、法律上の問題かも知れんけど、うちらにとっては一字一句の句読点一個違ってもこうなるわけです。そこまで話もせんと、これ配慮書じゃあ、法律で決まっているからいいから回せって、何日間回すだけでええ、それで済まそうとしようとしたんや。本来なら、これ全世界に1冊ずつ渡すのが当然やけどな。</p>
住民 B	<p>うち、そんなインターネットにもつながれへん、遠すぎて電波。そんな人間に対してどないしてくれるんや。だからな、いま皆ぱっと見てみてな、そんな人おらん、責任ある人が前に来てこんなことやって話し合える、それ自体も問題や、この説明会は。何もかもが問題や。そこもできひんよにな人間が何で作りたい？10年早いわい。</p>
住民 P	<p>100年</p>
住民 B	<p>え？100年か。環境調査会社もそうやろ。お前、どれだけ自然のことに對して知識持ってるんや？</p>
環境調査会社	<p>その質問に対してどのように回答させていただいたらよいかというのはあるのですが、アセスを行ううえで自然環境でありますので、その程度の知識はあると自負しております。</p>
住民 P	<p>自然環境を破壊せずに事業ができるというふうにコンサルタントの専門家の立場で考えているんですか？</p>
環境調査会社	<p>個人的な意見をここで述べさせてもらってもいいかものかどうかというのはあるので差し控えた回答とさせていただきますが、自然破壊をするという、自然破壊というキーワードがございますが、一応開発行為ですので、できるだけ環境に配慮した計画にしていくというところで検討していくというところでございます。</p>
住民 B	<p>そやけど環境に配慮してって、住んでる人間には配慮がされてない気がするけどな、俺は。違うかな。環境、環境言うてるけど、住んでる</p>

	人には配慮してないやろ、それは環境調査会社には関係ないこっちゃ。環境だけやからな。そやろ？
環境調査会社	アセスの手続き自体が、やはり地域の住民の方への配慮ということに、行うための制度でございますので、はい。
住民B	それが間違ってるのやから、もう配慮書取り下げ。
住民P	知事の意見ではそもそもこの地域は計画地から外すべき重要な生態の所だという意見になってたと思いますけど、そういうのは文献で調べればすぐわかる話じゃないんですかね。意見は専門家の意見を聞いたうえで出されているはずですけど。
環境調査会社	はい、当然配慮書を作成する段階で全域が自然公園と、一部国定公園という範囲ではございます。で、基本的にじゃあ今後頂いた意見踏まえまして、当然現地に入っていくわけですが、しっかりと現地調査を行ったうえでどういう所に動物が分布しているとかといったことをふまえて、保全対策などを検討していくということを考えているというところでございます。
住民P	本当はここで事業を、開発すべきでない地域であると思ってたのに、事業を、委託事業として調査、報告書の作成を受託してしまったんじゃないんですか？
環境調査会社	まあ厳しい場所であるというのはあるんですけども、ここで事業ができないかどうかということにつきましては、決してそういう判断にはせず、しっかりと現地調査をしたうえで重要な動植物の生息場所、生息状況等をふまえて検討していくことで事業を進められるのではないかと判断をしたというところでございます。
住民P	社会に貢献する正義のある企業であれば、正義だと思えない事業を受託するべきではないと思うんですね。（周りの住民に対して）だからお金だけに惑わされてるわけじゃないですか？
住民B	（周りの住民に対して）反社会的勢力とか、合弁会社っていうのを見た時な、になっとるなって想像した。
住民P	専門家の方ですので、自然環境が大切なことは十分理解されていると思っていますので、そこは本当は正直に事業者に従わず調査をして頂けたらと思います。
環境調査会社	すいません、ありがとうございます。
RJ 久野	すいません、あの会場のお時間もございますので、質問のほうは最後にさせていただきたいと思うんですが、他ご質問ある方は挙手をお願いします。
住民L	これは今後どういう、ここに14ページにプロセスっていうのかな、今後どのような展開で進んでいくんですか？地域住民が、ここは賛成得られんだわけですか？そうすやろ？ここに集会に集まった人はほとんどの人が賛同されなかった。それやったらこのフローチャートこのあとの様に修正していくのですか。まだこれより前に進んでいくのですか。
RJ 今井	はい、今14ページということでございます、環境影響評価の手続きのフローかと存じますけども、こちらにつきましては、引き続きこちらのフローチャートに則りまして配慮書の意見などを頂戴しましたので、それにもとづき私も事業計画を策定いたしまして、方法書のプロセスに進むものであるとは理解はしておりますけども、現状非常に厳しい意見をいただいているというのは本日ご来場の皆様も新聞や報道などでご覧いただいているかと思っております。ですので、そちらに対してどのような対応ができるのかということを検討したうえで、こちらの方法書というステップに進むかどうかというのが決まってくるものだと思います。
住民P	（周りの住民に対し）なんかちょっと他所事のように思ってますよね。
RJ 久野	以上をもちまして説明会のほうを

住民 Q	はい、波瀬から来たんですけども、波瀬でもちょっとやってもらったことなんですけど、この議事録がちょっと皆さんに渡るように、公開なり、紙媒体で各戸配布なりするなり、皆さんに行きわたるように、説明していただきたいなと思っておりますので、そこはよろしく願います。
RJ 今井	はい、ご意見ありがとうございます。
RJ 久野	以上をもちまして説明会のほうを
RJ 中西	あの、本当に、議事録の方うんぬん、私も当然今日の質疑応答のところは、まちづくり協議会様のほうへご提示させていただいて確認いただけるようにさせていただきます。あのそういうかたちでまたご意見いただける場所を必ずつくらせていただきますのでよろしく願います。
住民 B	議事録出すか、出さんか。
RJ 中西	あの、今回のこのやりとりの話はまとめさせていただいて、まちづくり協議会様のほうにお出しさせていただきます。
住民 B	いや、そんなんでもええ。一言一句出しますか？出しませんか？
RJ 中西	出します。
住民 B	はい。
RJ 中西	はい、ありがとうございました。本日はお時間を頂きありがとうございました。
住民 B	マスクずれてたっていうのも書いとけよ。

以上